

総括表 身体障害者診断書・意見書（聴覚、平衡、音声・言語又はそしゃく）機能障害用

氏名	大昭 平令	年	月	日生（ ）歳	男・女
住所					
1 障害名(部位を明記)					
2 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、疾病、 自然災害、先天性、その他（ ）			
3 疾病・外傷発生年月日		昭 平令	年	月	日・場所
4 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)					
<p style="text-align: right;">障害固定又は障害確定(推定) 昭 平令 年 月 日</p>					
5 総合所見(障害認定に必要な事項、臨床症状、将来再認定について明記)					
<p>【 将来再認定： 不要 ・ 要（軽度化・重度化）⇒ 再認定時期： 1年後 ・ 3年後 ・ 5年後 】</p>					
6 その他参考となる合併症状					
<p>上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付記する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>病院又は診療所の名称 所在地 電話番号（ ） — 診療担当科名 科 第15条指定医師氏名 (署名又は記名押印) ※訂正がある場合は、訂正印等をお願いします。</p>					
<p>身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に</p> <p>・該当する。 (級相当)</p> <p>・該当しない。</p>					

(注意)

- 1 障害名には単に障害名の記載にとどめることなく、例えば、「聴覚障害(両耳感音性難聴)」、「聴覚障害(語音明瞭度著障)」、「平衡機能障害(小脳性平衡失調)」、「音声機能障害(咽頭摘出)」、「言語機能障害(失語症)」等、障害の類型をできる限り付加記載してください。また、原因となった疾病・外傷名には、「感音性難聴」、「喉頭腫瘍」、「脳血管障害」、「唇顎口蓋裂」など原因となる疾病名等を記載してください。
- 2 音声、言語及びそしゃくの機能障害が重複する場合は、指数合算せず最重度の障害の指数を総合等級としてください。
- 3 障害区分や等級決定のため、内容についてお問い合わせする場合があります。

聴覚、平衡、音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

〔はじめに〕 < 認定要領を参照のこと >

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について□に✓を入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合には、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない）。

- 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そ しゃ く 機 能 障 害 → 『4「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

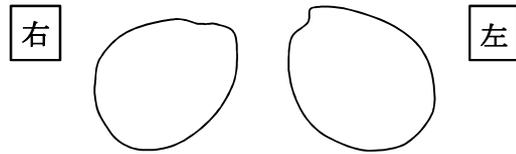
(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	（ 気導	d B 、	骨導	d B ）
左	（ 気導	d B 、	骨導	d B ）

(2) 障害の種類

<input type="checkbox"/>	伝 音 性 難 聴
<input type="checkbox"/>	感 音 性 難 聴
<input type="checkbox"/>	混 合 性 難 聴

(3) 鼓膜の状況



(4) 聴力検査の結果

ア 純音による検査（気導域値及び骨導域値を記載）
オージオメータの型式

	500	1000	2000	Hz
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				

dB

【平均気導聴力レベルの算定】

※ 次の算式により求めること。なお、気導域値が105dB以上の場合は、105dBと置換えて算定すること。

右
$$\frac{\text{500Hz } \square \text{ dB} + \text{1000Hz } \square \text{ dB} \times 2 + \text{2000Hz } \square \text{ dB}}{4} = \square \text{ dB}$$

左
$$\frac{\text{500Hz } \square \text{ dB} + \text{1000Hz } \square \text{ dB} \times 2 + \text{2000Hz } \square \text{ dB}}{4} = \square \text{ dB}$$

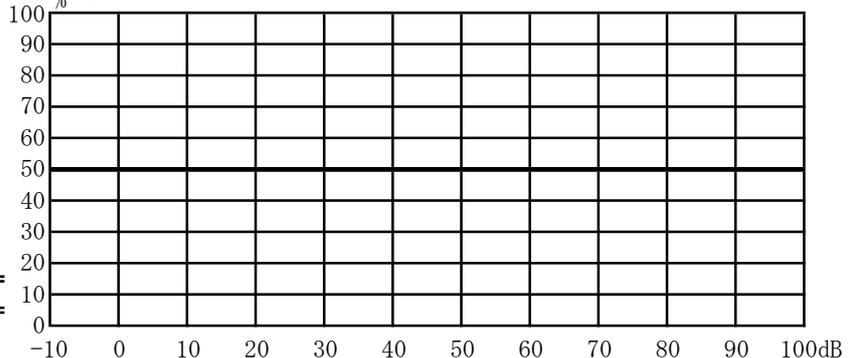
※純音による検査が困難な場合及び身体障害者手帳(聴覚障害)を所持していない者に対し2級を診断する場合は他覚的聴力検査等の所見を記載し、その検査表等を添付すること。

イ 語音による検査

語音明瞭度

右	%
左	%

% 語音オージオグラム



語音オージオグラムの記載
又は語音明瞭度検査表の添付
が必要です。

(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 (無 ・ 有 ⇒ 6級 ・ 4級 ・ 3級 ・ 2級)

[注] 2級と診断する場合のみ

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

(1) 平衡機能の状況

- 閉眼にて起立不能又は開眼で直線を歩行中10m以内に転倒若しくは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない。(3級相当)
- 閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない。(5級相当)

(2) 上記(1)の症状を裏付ける所見

[]

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

コミュニケーション能力の程度を端的に裏付ける検査所見の添付が必要です。

(1) 発声の状況

[]

(2) 意思そ通の程度

- 発声はあるが、ほとんど家族又は肉親との会話の用をなさない。(3級相当)
- 家族又は肉親との会話は可能であるが、他人には通じない(診断の際応答不能)。(4級相当)
- 日常の会話は可能であるが、不明瞭で不便がある。(非該当)

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓又は()内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしゃく・嚥下機能の障害
→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

① そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他 []

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

<参考>各器官の観察点

- ・口唇・下顎 : 運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・舌 : 形状、運動能力、反射異常
- ・軟口蓋 : 挙上運動、反射異常
- ・声帯 : 内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

○ 所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載)

[]

イ 嚥下状態の観察と検査

<参考1>各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み

<参考2>摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容 (固形物、半固形物、流動食)
- ・誤嚥の程度 (毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査 ()
- 内視鏡検査 ()
- その他 ()

○ 所見 (上記の枠内の<参考1>と<参考2>の観察点から、嚥下状態を詳細に記載)

[]

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他 []

b 参考となる検査所見 (咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

ア 咬合異常の程度 (そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

[]

イ そしゃく機能 (口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

[]

(2) その他 (今後の見込み等)

[]

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。)

① 「そしゃく機能の喪失」 (3級) とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害 (仮性球麻痺、血管障害を含む) 及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎 (顎関節を含む)、口腔 (舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」 (4級) とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害 (仮性球麻痺、血管障害を含む) 及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎 (顎関節を含む)、口腔 (舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。
dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとする。
- (3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。